

一般社団法人ベンチャー型事業承継 会員規約

第1条（目的）

一般社団法人ベンチャー型事業承継（以下、当法人という）は、官民さまざまな組織と連携し、若手後継者の挑戦をサポートするプラットフォームを構築することで、日本の競争力の礎となる企業の存続力を支える「ベンチャー型事業承継エコシステム」の実現をめざす組織である。本会員規約（以下、規約という）は、当会入会の手続き及び会員が当会のサービスを利用するにあたっての権利と義務を定めたものである。

第2条（活動内容）

当法人は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- （1）イベント事業（マインドセット）
- （2）事業化支援
- （3）資金調達支援
- （4）業務提携支援
- （5）事業化促進
- （6）前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な活動

第3条（会員）

当法人の会員は、法人の目的及び活動内容に賛同する個人、法人及び団体等を会員とし、その種別は次のとおりとする。

会員は入会申込みの時点で本規約の内容を承諾しているものとみなす。

正会員

当法人の目的に賛同して入社（以下入会とする）の申し込みをし、理事会にて入会を承認された34歳未満の家業後継者、もしくは家業への入社を検討している個人。

協賛会員

当法人の目的に賛同して入会の申し込みをし、理事会にて入会を承認された個人、法人及び団体等。

第4条（理事会の承認）

当法人の理事会は、入会申込者が、以下の項目の一つにでも該当する場合は、入会の承認をしない場合があります。

- (1) 当法人の趣旨に賛同していないと判断した場合
- (2) 過去に会員規約違反等により、会員資格の取消しが行われていることが判明した場合
- (3) 入会申込書の記載内容に虚偽の記載があったことが判明した場合
- (4) 会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反している場合、もしくは著しく社会規範に反する場合、または、その恐れがあると判断したとき
- (5) その他、会員とすることを不相当と判断した場合

第5条（入会）

1. 当法人の会員となるには、当法人所定の様式による申込をし、当法人事務局宛に提出しなければならない。
2. 代表理事は、前項の申込があった場合は、速やかに入会審査を行い、承認・不承認の結果を申込者へ通知する。
3. 入会日は、第7条に定める会費の納入日とする。

第6条（変更届）

会員は、申込時に当法人所定の様式に記載した内容に変更があった場合は、速やかにその変更内容を当法人に連絡しなければならない。

第7条（会費）

会員は、理事会において定める会費を納入しなければならない。

会員は、会費を当法人所定の方法にて支払うものとする。当法人は、一旦支払いを受けた会費については、理由の如何を問わず払い戻しは行わない。ただし、入会時に於ける入会審査が不承認の場合は速やかに返金する。返金に伴い振込み手数料等が発生した場合は、手数料等をすでに入金している額より差し引くものとする。

当法人は、会員への事前の告知をもって、会費を変更することができるものとする。

会員は、会費のほかに事業等による別途参加費等が必要となった場合は、これを支払うものとする。

会費および参加費用等は、当法人が指定する金融機関口座への振込みによる方法で支払うものとする。なお、支払いに伴い振込み手数料等が発生した場合は、会員の負担とする。

会費および参加費用等は前納で支払うものとする。

会員は当法人と共催イベント等を行うにあたり、事前協議の上相互に了承した経費について、会費とは別に負担するものとする。

正会員

月会費：1,000円 入会金：0円

協賛会員（個人、法人及び団体等）

年会費：1,000,000円／1口 入会金：0円

第8条 有効期間

会員資格の有効期間は、当法人が入会申込書を受付け、その入会を承認し、第7条に定める年会費および入会金の入金を確認したときから正会員は1か月間、協賛会員は1年間とし、以後、第15条による退会の申し出または第14条による除名若しくは第13条による会員資格の喪失がない限り、自動的に更新されるものとする。

第9条 会員の権利およびサービスの内容

当法人は、本規約に基づき、会員に対し別途定めるサービスを提供する。

提供するサービスおよび諸条件は当法人よりの案内またはホームページにて通知する。

当法人は、提供するサービスについて適宜見直しを行い、ホームページでの事前告知をもって、サービスの一部ないしは全部を変更・中止ないしは中断することができるものとする。

第10条 譲渡禁止等

会員は、会員規約に基づく権利および義務を第三者に譲渡または移転をし、貸与または担保に供する等の行為はできない。

第11条 会員情報

当法人は、会員が登録した情報および会員によるサービスの利用履歴等の情報（以下、「会員情報」という）を適正に管理することに努めるものとする。

当法人の目的を達成するために外部委託等を必要とする場合には、当法人は、外部委託先との間で会員情報の秘密保持に関する協定を締結し、外部委託先に協定遵守を確約させたい必要で必要な会員情報を提供することができるものとする。

当法人は、前項または以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、会員情報を第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 本人の同意がある場合
- (3) 法令により要請され、かつ、当法人が開示を妥当だと判断した場合
- (4) 利用目的の達成に必要な範囲内で、業務の一部を委託する場合
- (5) 個人情報保護法等により、本人の同意を得ずに提供が認められている場合

第12条（会員の義務）

会員は、次の義務を負う。

- （1）当会の規約及びその他規則並びに決議に従う
- （2）会費等の納入
- （3）登録事項の変更の届出

また、協賛会員は当法人の運営に資する意見具申や提言等がある場合にはそれを努めて行うこととし、当法人はそれについて協議・検討を行い、適宜反映することとする。

第13条 除名

会員は、当法人の定款第9条の定めに基づき、社員総会の特別決議により除名することができるものとする。

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当法人は当該会員の資格を一時停止または除名することができるものとする。

- （1）当法人の定款その他の規則に違反したとき
- （2）当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- （3）その他の除名すべき正当な事由があるとき

第14条（会員の資格喪失）

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- ・退会したとき
- ・除名されたとき
- ・総社員の同意があったとき。
- ・正当な理由なく、会費を滞納したとき

第15条（退会の届け出）

会員は、当法人が定める所定の方法にて届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、協賛会員についてはやむを得ない事由があるときを除き、退会の2ヶ月前末日までに当法人に対して予告するものとする。

退会した場合、当法人のサービスは受けられなくなる。退会后、当法人のサービスの提供を受けするには、再度、第3条に規定する入会申込みの手続きを行うことが必要となる。

第16条 反社会的勢力の排除

1. 会員及び当法人は、現在以下のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、又は確約する。

(1) 暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

(2) 暴力団の準構成員（暴力団員以外で暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団の関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）の従業員

(4) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等、企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

(5) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装しまたは標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者をいう。）

(6) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用いまたは暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）

(7) 前各号の共生者

(8) その他前各号に準ずる者

会員及び当法人は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないものとする。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を越えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

3. 会員及び当法人は、相手方が前二項に定める事項に違反すると具体的に疑われる場合、相手方に対して当該事項に関する調査を行い、または必要に応じて資料の提出を求めることができ、相手方はこれに応じるものとする。

4. 当法人は、会員が第1項または第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合、会員による入会申込みを拒否することができるものとする。

5. 相手方が第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に対して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または第3項の調査等に応じない場

合や虚偽の回答をした場合、会員及び当法人は通知その他の手続きを要しないで会員資格の解除を行うことができるものとする。

6. 前項により会員及び当法人に損失、損害または費用が生じた場合、相手方は、これを賠償する責任を負うものとする。また、前項の規定を適用したことにより相手方に損害等が生じた場合にも、相手方は当該損害等について請求しないものとする。

第17条 権利帰属等

当法人が提供するサービスに含まれるノウハウ、著作権その他の知的所有権は、すべて当法人に帰属するものとする。

会員は、当法人の事前の承認なしに、テキスト、文書、様式等当法人から提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を複製、転載、改変、編集、翻訳、送信等することはできないものとする。

会員資格喪失後であってもすでに受領した入会金・会費や参加費用等の金銭の払い戻し等を行わないものとする。

第18条 準拠法および専属的合意管轄裁判所

本規約は日本法に準拠する。また、本規約に関して訴訟等の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則 本規約は、2018年10月1日より実施する。

2019年1月1日改定